



## 休日出勤の説明なし! 解明と改善を求め要求提出

4月17日に開催した本部・本社間での「令和6年度要員計画」の業務委員会において、会社は「新幹線乗務員の休日勤務指定」が発生する旨の説明を行いませんでした。しかし、地方においては、休日勤務指定を1人1～2泊程度発生するとの説明がありました。

本部は5月1日、本社からも休日勤務指定の発生を説明すべきであるとして、「新幹線乗務員の休日勤務指定」に関する申し入れ（『申第13号』）を提出し、団体交渉を開催を要求しました。

申し入れ項目は、以下の通りです。

1. 休日勤務指定する場合は本人の承諾を得ること。また、本人の承諾なしに、一方的に休日勤務指定をする理由を明らかにすること。
2. 今回の休日勤務指定は、「旅客需要が予想を上回る臨時列車の増発」を理由としているが、当初の計画と変更した計画の臨時列車の本数を明らかにすること。
3. 今年度の旅客需要の予想数とこれまでの実績を明らかにすること。
4. 会社は、本部・本社間での要員計画の回答の場で、「新幹線乗務員の休日勤務指定」について説明をしなかった。その理由を明らかにすること。
5. 休日勤務指定が発生するほど乗務員が不足しているにもかかわらず、乗務員から駅に転勤させたり、出向させた理由を明らかにすること。また、希望者を乗務員に戻すこと。
6. 今まで専任社員は対象外としてきたが、今回の休日勤務指定についても、対象外とするのか明らかにすること。
7. 在来線において今年度、休日出勤が発生するのか明らかにすること。